



## 随意契約理由書

### 1. 案件名称

南港管路輸送施設輸送管（南系統）緊急修繕

### 2. 契約の相手先

(株)ビルド

### 3. 随意契約理由

管路輸送事業については、南港ポートタウンにおいて、ごみを各家庭から中継センターまで輸送する事業であり、住民にとって利便性があり、かつ衛生的であるもので、支障を来すことなく、適切に運転・維持管理を実施する必要がある。

輸送管については、長年の使用ため摩耗、腐食、変形及び地下水（雨水）の管内への侵入が発生しており、このため輸送管の閉塞がおこり、補修や閉塞除去のため長期にわたる運転停止の原因ともなっている。

そのため、現象等が確認されれば、損傷箇所や原因の推定を迅速かつ正確に把握する必要がある。

また、輸送管内の閉鎖的作業環境の中、管の内側よりの補修作業やその際必要となる止水技術も要求され、早期にかつ安全に作業を完結させる必要があることから、管路輸送事業を熟知した業者でなければ対応できない。

上記業者については、施設竣工後より、プラント製造業者と共に下請負業者として試運転や初期トラブルの対応に当たっており、後年、プラント製造業者からメンテナンスの委嘱を受け、迅速に対応できる社内体制を整備するなど、輸送管管内補修作業について、一手に担ってきているところであり、他社では対応できないところである。

### 4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び5号

### 5. 担当部署

環境局施設部南港管路輸送施設（電話番号06-6612-4981）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

東淀工場洗煙排水貯槽攪拌機修繕

### 2 契約相手方

日立造船（株）

### 3 随意契約理由

本修繕は、当工場の焼却運転により発生する排水を、下水道に放流できる水質まで処理する排水処理設備の洗煙排水貯槽攪拌機が故障した為に修繕を行うものである。

当設備は日立造船（株）において独自の技術により一括責任にて設計・施工されたものであり、本修繕については、本設備を含めた焼却設備全般の特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の焼却設備全般を施工した会社以外では技術面での対応及び修繕後の安定した運転状況を保障することが不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあることから、本修繕に対して一貫した責任を持たせることができる業者は日立造船（株）のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

環境局東淀工場（電話番号06-6327-4541）

## 随意契約理由書

1. 契約件名 作業用補助制動装置(補助ブレーキ)の取付け

2. 契約相手方 大阪日野自動車(株)

3. 随意契約理由

今回契約する作業用補助制動装置(以下、「補助ブレーキ」という。)は、2人乗務体制の拡大に伴い、運転手がエンジンをかけた状態で車外作業に従事する際に必要な補助ブレーキ装備車両を増車する必要性が生じたことから、既存車両を改造して補助ブレーキを取付けるものである。

環境局が保有する車両のうち改造により補助ブレーキを取付けることができる車両は、大阪日野自動車(株)が製造した車両のみであり、部品の製造及び取付けについても同社でしか行うことができないため、同社と直接契約するものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5. 担当部署

環境局 事業部 事業管理課 (電話番号 06-6630-3227)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

大正工場No. 2塵芥クレーン横行装置緊急修繕

### 2 契約の相手方

日立造船(株)

### 3 随意契約理由

本修繕は、No. 2塵芥クレーン横行装置が損傷し運転が出来ないため、緊急的に修繕を行うものである。

本設備は、焼却炉内へごみを供給するための装置で、当工場は通常搬入のごみ以外に隣接する破碎施設で破碎されたごみもじん芥ピットで受け入れているため、当該クレーンを含む2基が完全に動作しなければ、ごみの受入れに支障を来すことになる。また、No. 1クレーンの点検時には焼却炉へのごみの供給が出来なくなり、炉の安定運転を継続することが不可能である。このことは、ごみ処理事業の性質上、限られた施設の停止期間を超過し搬入計画に影響し、ひいては直接的に市民生活へ多大な影響を及ぼすことから緊急的に修繕をする必要がある。また、本設備は、日立造船(株)において独自の技術により設計・製作されたものであり、修繕については、本設備の特質を理論的、経験的に十分把握したうえで行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当該工場の本設備を施工した会社以外では、当該工場の本設備に対する技術面の対応が出来ないことから、設備全体の性能、作動状態等について、保証することが不可能である。従って、本修繕について一貫して責任を持たせることができる業者は日立造船(株)のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号および第5号

### 5 担当部署

環境局大正工場(電話番号 06-6553-0464)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

鶴見工場航空障害灯緊急修繕

### 2 契約相手方

日立造船（株）

### 3 随意契約理由

鶴見工場航空障害灯は、航空機の航行の安全を目的とし、航空法第51条の規定により、設置・管理しているものである。

本緊急修繕は航空障害灯が故障したことにより、航空機の航空の安全目的が果たせず、市民の生命財産を脅かす恐れがあるため、緊急修繕を行うものである。

当工場の航空障害灯は日立造船（株）が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本修繕については設計・施工した会社以外では、本修繕に対して整備技術の対応が不可能であることから、本修繕に対して一貫した責任を持たせることができる業者は日立造船（株）のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

### 5 担当部署

環境局鶴見工場（電話番号06-6912-4700）

## 随意契約理由書

1 案件名称

八尾工場管理棟用空冷チラー修繕

2 契約の相手方

パナソニック ES 産機システム (株)

3 随意契約理由

八尾工場管理棟の空調用熱源機器は、パナソニック (株) 製の空冷チラーユニットが使用されており、この製品の製造販売並びにメンテナンスはパナソニック ES 産機システム (株) が行っている。

今回、このチラーユニットの圧縮機が故障し運転不能となったため、圧縮機と消耗部品を交換する修繕が必要になった。

本修繕について同社独自の技術により、設計、製造されていることから、同社以外では、部品の手配ならびに整備技術面の対応が不可能である。

また、修繕後の性能、作動状態、耐寿命に対して一貫して責任を持たせることができるのは、パナソニック ES 産機システム(株)だけである。

上記理由によりパナソニック ES 産機システム(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局八尾工場 (TEL : 072-923-4226)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

大正工場破碎施設剪断式破碎機刃物修繕（その2）

### 2 契約の相手方

（株）タクマ

### 3 随意契約理由

当該破碎施設は、プラントメーカーである（株）タクマにおいて独自の技術により一括責任施工で竣工したものである。

修繕については、破碎設備の特質を理論的、経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当該破碎施設の本設備を施工した会社以外では、本修繕に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既設設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の破碎設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本修繕に対して一貫して責任を持たせることができる業者は（株）タクマのみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

環境局大正工場破碎施設（電話番号 06-6555-2096）



## 随意契約理由書

### 1. 案件名称

トップライト用部品買入

### 2. 契約相手方

オペレータ建機（株）

### 3. 随意契約理由

#### (1) 製品指定理由

当破碎設備のトップライトは、オイレスECO（株）製でオペレータ建機（株）施工による破碎設備の一構成部品であって、当該会社独自の技術により製作されたものである。従って、交換の為の部品は、形状寸法、材質及び性能保証の関係から他社製品は使用できないため、オイレスECO（株）製の製品を指定するものである。

#### (2) 業者選定理由

トップライト用部品は、オペレータ建機（株）がオイレスECO（株）製を取り扱っている唯一の代理店であり他社では取り扱いができないため、オペレータ建機（株）と特名随意契約するものである。

### 4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5. 担当部署

環境局 施設部 舞洲工場 （06-6463-4153）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

八尾工場 2 号炉火格子緊急修繕

### 2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)

### 3 随意契約理由

本工事は、当該焼却工場の火格子が脱落し、炉の運転が不可能な状況となっていることから、速やかな機能の復旧が必要のため緊急的に補修を行うものである。

当該焼却工場は、ごみの中間処理設備であり、今回の突発故障により焼却工場の安定運転を継続することが不可能となり、ごみ処理事業に多大な支障をきたすことが懸念される。当局の焼却工場については定期整備を計画的に行っており、この時期も他工場でも定期整備が行われていることから、可及的速やかに補修を行わなければごみピットが限界を超えることが予測されるため、今回の炉停止がごみ処理計画に与える影響は大きく、一般ごみ収集の市民サービスの停止といった危険性をもはらんでおり、市民サービスに甚大な影響を与えかねない。

本設備は、三菱重工業(株)において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については、短期間で工事を施工する必要があり、なおかつ本設備の特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であるため、本施設を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能であり、併せて設備全般に一貫して責任を持たせることができる条件を満たすのは、当該工場の本設備を設計・施工した三菱重工業(株)のみである。

三菱重工業株式会社は事業構造改革により、環境部門を三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)に統合し事業を実施している。

よって、三菱重工環境・化学エンジニアリングに特名するようお願いいたします。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び5号

### 5 担当部署

環境局八尾工場 (TEL: 072-923-4226)